

## 大阪市喫煙所整備推進プロジェクトチーム設置要綱

### (設置)

第1条 本市は、令和7年1月27日より市内全域における路上喫煙の禁止を実施したことにより、本市自ら喫煙所の設置に努めるとともに、民間事業者による喫煙所の設置促進を図るなど、分煙施設の整備をはじめとした路上喫煙対策を着実に進め、もって喫煙者と非喫煙者が共存できる環境づくりを推進することを目的として、大阪市喫煙所整備推進プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 PTは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本市による喫煙所の設置推進に関すること
- (2) 民間事業者による喫煙所の設置促進に関すること
- (3) 喫煙者と非喫煙者が共存できる環境づくりの推進に係る企画、運営及び広報周知に関すること
- (4) その他リーダーが必要と認める事項に関すること

### (組織)

第3条 PTは、リーダー、サブリーダー及びメンバーで組織する。

2 リーダー、サブリーダー及びメンバーは、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (職務)

第4条 リーダーは、第2条各号に掲げる事務及びメンバーを統括する。

2 サブリーダーは、第2条各号に掲げる事務に関しリーダーを補佐する。

3 メンバーは、第2条各号に掲げる事務に係る企画立案に参画するとともに、それぞれの所掌する事務に係る第2条各号に掲げる事務をつかさどる。

### (ワーキンググループの設置)

第5条 リーダーは、必要と認めるときは、ワーキンググループを設置することができる。

2 前項に掲げるワーキンググループを設置する場合、リーダーはその構成員を指名することができる。

(会議の開催)

第6条 PTの会議は、リーダーが招集する。

2 PTは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 PTの庶務は、環境局事業部事業管理課路上喫煙対策担当において処理する。

(リーダーへの委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、PTの運営に関し必要な事項はリーダーが定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

リーダー	環境局事業部が所管する事務を担任する副市長
サブリーダー	環境局長
メンバー	区長会議代表区長（区長会議まちづくり・にぎわい・環境部会部会長及び環境局事業部が所管する事項に関する事務を担当する区長） 都市交通局長 経済戦略局長 財政局長 契約管財局長 計画調整局長 健康局長 建設局長 大阪港湾局長 水道局長